

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労身体障がい者体育館条例施行規則（昭和52年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合	利用料金の上限額		
			アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合	
トレーニングルーム	[略]	円 <u>390</u>	トレーニングルーム	[略]	円 <u>400</u>
放送設備	[略]	<u>550</u>	放送設備	[略]	<u>560</u>
バスケットボール用具	[略]	<u>270</u>	バスケットボール用具	[略]	<u>280</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。